

令和6年度

仙台市児童クラブご利用案内

<この冊子は、児童クラブに登録した後も保管し、随時ご確認ください>

児童クラブ登録手続き・児童クラブ運営等に関するお問い合わせ先

登録を希望する児童館・児童センター・児童クラブ室
(P17～P20 児童館等一覧をご参照ください)

児童クラブ制度全般・減免制度に関するお問い合わせ先

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 上杉分庁舎9階
こども若者局児童クラブ事業推進課
電話 022-214-8176 ファックス 022-214-8784

仙台市

・・・・・・・・目次・・・・・・・・

1. 児童クラブの概要.....	1
(1) 児童クラブとは.....	1
(2) 開設日及び開設時間.....	1
(3) 登録申込要件.....	1
(4) 定員について.....	3
(5) 登録の期間.....	4
2. 保護者負担金等.....	5
(1) 保護者負担金について.....	5
(2) 振替日について.....	5
3. 登録の手続き.....	6
(1) 令和6年度当初から利用を希望する場合.....	6
(2) 年度途中または長期休業日のみ利用を希望する場合.....	10
4. 補足事項.....	11
5. 登録の変更・終了.....	13
6. 保護者負担金の減免.....	14
(1) 申請手続き.....	14
(2) 減免内容と必要書類.....	15
(3) 減免区分に該当しないこととなった場合.....	16
7. 児童館等一覧.....	17
8. よくあるお問い合わせ.....	21
9. (参考) 各種様式の記入例.....	23

1. 児童クラブの概要

(1) 児童クラブとは

仙台市の児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)は、就労などの事由により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として実施しています。登録児童数が多い児童館においては、小学校の空き教室等を利用して、児童館本館以外の場所(サテライト)で児童クラブを実施する場合があります。

(2) 開設日及び開設時間

児童クラブの「開設日」及び「開設時間」は以下のとおりです。

開設日	開設時間
平日	放課後から午後6時まで 延長利用の場合は、放課後から午後7時15分まで
土曜日	午前9時から午後5時まで <u>(土曜日の延長利用はありません)</u>
学校長期休業日等 ※学校が夏休みや臨時のお休みの日等 (土曜日を除く)	午前8時から午後6時まで 延長利用の場合は、午前8時から午後7時15分まで

- 日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は除きます。
- 自然災害等により児童館が開設できない場合には、児童クラブも開設いたしません。

(3) 登録申込要件

児童クラブ登録申込の際は、以下の①～④の要件を満たす必要があります。要件を満たさない場合は登録申込できませんので、ご確認のうえお申込みください。

- ① 仙台市内の小学校に在籍する児童、または本市に住所を有し特別支援学校の小学部に在籍する児童で、以下の基準を満たし集団生活を送れる児童であること
 - ◆ 原則自力で登下館できる児童
 - ◆ 食事や排泄など、身辺自立ができている児童
 - ◆ 意思疎通が図られる児童
 - ◆ 危険な行動の予防、または制御が可能である児童
- ② 保護者(令和6年4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居親族等を含む)が次のいずれかの事由に該当すること
 - ◆ 就労のため、放課後等に家庭にいないこと(平日においては午後1時を超える時間まで勤務していること。勤務時間で判断し、通勤時間は考慮しません。)
※学校長期休業日のみ登録する場合は、勤務時間の要件は適用しません
 - ◆ 疾病、または負傷の状態にあるか障害があること
 - ◆ 疾病、または負傷の状態にあるか障害がある親族等を常時介護していること
 - ◆ 出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間前)に当たる日から、出産日後8週間に当たる日までの間(以下「産前産後期間中」という)であること
 - ◆ 大学、専門学校、職業訓練校等へ通学中であること

◇ 高学年（4,5,6年）児童の保護者の就労要件について（追加要件） ◇

高学年児童の保護者については高学年の授業終了時間を考慮するとともに、低学年児童の登録を優先する観点から、保護者の就労要件は以下のとおりとします。

高学年児童の
保護者の就労要件

勤務日数が週4日以上（日曜日を含む）であり、平日においては
午後3時を超える時間まで勤務していること。
(※勤務時間で判断し、通勤時間は考慮しません。)

ただし、以下の場合は上記の要件は適用しません。

- ✓ 学校長期休業日のみ登録する場合
- ✓ 以下の児童に該当する場合
 - 身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている児童
 - 特別支援学校、または特別支援学級に在籍する、もしくは在籍する予定の児童
 - 医師、児童相談所、発達相談支援センター等公的機関の診断等により、障害を有すると認められた児童

③ 原則として1年間を通して（4月1日から翌年3月31日まで）児童クラブの利用が見込まれること

◇ 学校長期休業日のみの利用について ◇

例外として、夏休み等の学校長期休業日のみの利用も可能です。

※学校長期休業日前の申込受付期間で定員に空きがある場合のみ、お申込みを受け付けます。

※申込受付期間は10ページをご参照ください。

④ 保護者が児童クラブ保護者負担金の滞納をしていないこと（兄弟姉妹の利用による滞納も含みます）

- ◆ 滞納がある場合、登録要件を満たしていないため、申請書類をお返しいたします。
- ◆ 滞納分を納めたうえで再度お申込みいただくことは可能ですが、再度お申込みいただいた日が受付日となります。

(4) 定員について

児童館ごとに、児童クラブの登録定員を定めており、申込者が多数の場合は下記の登録の優先順位に従い、登録を決定しております。定員に達している児童クラブへの登録を希望される場合は、児童館に待機を希望する旨をお伝えください。定員に空きが生じ次第、登録手続きを行います。

なお、低学年児童の登録を優先する観点から、児童館ごとに若干の低学年優先枠を設定しております。

《 登録の優先順位 》

順位	登録が優先される学年
第一順位	1年生
第二順位	ひとり親家庭、または両親ともいない家庭の児童（2年生、または3年生に限る）
第三順位	2年生
第四順位	3年生
第五順位	4年生以上の児童で、特別な支援が必要な児童 ^{※1}
第六順位	4年生
第七順位	5年生
第八順位	6年生

※1 特別な支援が必要な児童

- ✓ 身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている児童
- ✓ 特別支援学校又は特別支援学級に在籍する、もしくは在籍する予定の児童
- ✓ 医師、児童相談所、発達相談支援センター等公的機関の診断等により障害を有すると認められた児童
- ✓ 有識者等から構成される支援検討会議において、特別な支援が必要と認められた児童

同一順位内においては、以下の順位とします。

順位	同一順位内において登録が優先される児童
第一順位	ひとり親家庭、または両親ともいない家庭の児童
第二順位	第一順位に該当しない児童で、両親又はその一方が単身赴任等で不在の家庭の児童
第三順位	利用日数の多い児童
第四順位	延長利用児童
第五順位	申込んでいる児童クラブに兄弟姉妹が登録、または同時に申込んでいる児童
第六順位	待機の期間が長い児童 (4月1日利用の申込みにおいては、登録決定時点における利用前年度の待機期間が長い児童)

※ さらに順位付けが必要となった場合は抽選により決定します。

※ 居住する小学校区外の児童クラブへのお申込みもできますが、当該小学校区に居住する児童を優先するため、定員に空きがある場合のみ登録が可能です。

(5) 登録の期間

児童クラブの登録期間は、原則は利用開始日から令和7年3月31日までですが、次に該当する場合、登録期間が異なります。

保護者の要件	児童クラブ登録期間
就労している場合	利用開始日から就労の終了日まで登録が可能
疾病・負傷の状態にある場合	利用開始日から診断書に記載のある期間、登録が可能
親族等の介護の場合	利用開始日から診断書に記載のある期間、登録が可能
産前産後期間中の場合	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間前）に当たる日から、出産日後8週間に当たる日までの間、登録が可能
大学等に在籍中の場合	利用開始日から大学等に在籍されている期間、登録が可能

◇ 児童クラブご利用にあたっての留意事項 ◇

- ▶ 保護者の方のお仕事や大学等がお休みの日や、放課後前にお仕事が終わる日などは、児童クラブの利用はできません。
- ▶ 児童クラブの開設時間は、延長利用の場合で午後7時15分（土曜日は午後5時）までとなります。必ず開設時間内のお迎えをお願いいたします。
- ▶ 児童の健康状態、出欠、活動の様子等について、児童館と保護者が連絡を取り合うため、連絡帳をご準備いただく場合があります。
- ▶ 児童クラブを休む場合や、早く帰宅する場合などは、必ず児童館にご連絡をお願いいたします。
- ▶ 連絡なく児童クラブをお休みした場合や、お子さんの体調が悪くなった場合は、ご提出いただく連絡先にご連絡いたしますので、連絡先に変更があった場合は速やかに児童館にお申し出ください。
- ▶ 児童館敷地内及び届け出いただく通館経路以外で生じた事故等に関しては、児童館は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ▶ 児童クラブでは、必要に応じて保護者懇談会を開催しますので、ご参加ください。

2. 保護者負担金等

(1) 保護者負担金について

下表の金額について、仙台市指定金融機関等に口座を開設していただき、口座振替により納付いただきます。(口座振替の手続きについては8ページ参照)

利用区分	利用時間帯	負担金額(月額) ※児童1人当たり
基本利用分	平日…………… 放課後から午後6時	3,000円
	土曜日…………… 午前9時から午後5時	
	学校長期休業日等… 午前8時から午後6時	
延長利用分	平日…………… 午後6時から午後7時15分	1,000円
	学校長期休業日等… 午後6時から午後7時15分	

※ 何らかの理由により、口座振替による納付ができない場合は、「児童クラブ保護者負担金納付に係る申立書(様式第7号)」を児童館にご提出ください。

(2) 振替日について

毎月末日が振替日になります。

▶ 月末が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日になります。

登録している月	振替日	登録している月	振替日
4月分	令和6年4月30日	10月分	令和6年10月31日
5月分	令和6年5月31日	11月分	令和6年12月2日
6月分	令和6年7月1日	12月分	令和7年1月6日
7月分	令和6年7月31日	1月分	令和7年1月31日
8月分	令和6年9月2日	2月分	令和7年2月28日
9月分	令和6年9月30日	3月分	令和7年3月31日

※ 残高不足の場合は、児童クラブ事業推進課よりお送りする「納付書」により、**仙台市指定金融機関等の窓口**(ゆうちょ銀行を除く)、または**児童クラブ事業推進課の窓口**にてお支払いいただきます。お支払い後の領収書は、5年間お手元で保管してください。

◇ 保護者負担金等に係る留意事項 ◇

- ▶ 児童クラブに登録している間は、**月に一度もご利用がなかった場合**でも保護者負担金(基本利用分及び延長利用分)をご負担いただきます。(日割り計算は行いません)
- ▶ 年度の途中に登録や延長利用を申し込んだ場合、口座の変更手続きをされた場合は、口座振替の手続きがお済みの方であっても、申込み後1~2か月は納付書でお支払いいただくことがあります。
- ▶ 世帯の収入状況により、基本利用分3,000円について減免制度を設けています。
- ▶ 保護者負担金とは別に、児童クラブで行う各種行事、保護者会等について、実費相当分をご負担いただく場合がございます。

3. 登録の手続き

(1) 令和6年度当初から利用を希望する場合

令和6年4月1日より利用を希望する方は、受付期間内にお申込みください。

《 受付期間 》

令和5年11月20日(月)から令和5年12月9日(土)まで

※ 定員に空きがある場合は、上記受付期間後も随時受け付けいたします。

《 受付場所 》

利用希望の児童クラブのある児童館 (17～20 ページ参照)

※ 午前9時から午後6時まで(土曜日は午後5時まで)受け付けます。

※ 受付時に、記載内容等の確認のため、お時間をいただきます。

お申込み前に必ず児童館にご連絡ください。

《 結果のお知らせ 》

令和6年2月中旬頃に児童館より順次書面にてお知らせいたします。

◇ 児童クラブ登録に係る留意事項 ◇

- 前年度より継続して利用される方であっても、毎年度登録手続きが必要です。
- 複数の児童館へ同時にお申込みいただくことはできません。ただし、申込み多数等により学区内の児童館の児童クラブで待機となった場合は、他の児童館へお申込みいただくことができます。
- お申込み内容に虚偽が認められた場合は、登録をお断りすることがあります。
- 登録の要件である集団生活を送ることができるかどうかに関して、児童の様子やご家庭の状況をお聞きする場合があります。
- 児童館において、児童の生活状況等を把握するため、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有をする場合があります。
- 児童の集団生活における状況等を把握するため、児童クラブの登録前に2～3日程度体験受入れを行う場合があります。
- 特別な支援が必要な児童^{※1}については、有識者等により、児童クラブで他児との関わり合い等を総合的に考慮し、受入れの適否について判定を行う場合があります。また、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有を行い、適切な受入れ体制等を検討するため、児童館からの結果のお知らせが遅れる場合があります。

(※1) 特別な支援が必要な児童

- ✓ 身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている児童
- ✓ 特別支援学校又は特別支援学級に在籍する、もしくは在籍する予定の児童
- ✓ 医師、児童相談所、発達相談支援センター等公的機関の診断等により障害を有すると認められた児童
- ✓ 有識者等から構成される支援検討会議において、特別な支援が必要と認められた児童

手続きの流れ

1. 児童館にて申込書等の必要書類の受取り（令和5年11月1日（水）～）

お申込みに必要な書類は、仙台市ホームページ*からもダウンロードできます。

※ホームページからダウンロードする場合はA4用紙に両面印刷してください。

※「仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」はダウンロードできません。児童館で配布いたします。



※仙台市ホームページ
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

口座振替のお申込み

2. 口座振替依頼書を仙台市指定金融機関等の窓口を持参し口座登録をする

※児童クラブの登録申込み前までに手続きを行ってください。

※過去に口座振替の手続きを行い、児童クラブに登録したことのある児童のうち、登録口座を解約したり名義等を変更したりしていない場合は、お手続き不要です。

※手続きの詳細については、8ページをご参照ください。

登録のお申込み

3. 児童館において申込受付します（令和5年11月20日（月）から令和5年12月9日（土））

事前に児童館へ申込みする旨をご連絡のうえ、三者面談（児童館職員、保護者、児童）の日時をご予約ください。

受付時、登録に関する要件等を確認させていただきます。

定員超過していない場合

4. 登録決定

保護者負担金の納付状況を確認後、登録決定通知書を2月中旬頃に順次発送いたします。

6. 保護者負担金減免申請の受付

該当する場合のみ、登録決定後に児童クラブ事業推進課へご提出ください。（詳しくは14～16ページをご参照ください）

定員超過の場合

5. 待機の確認

定員超過によって登録できなかった場合、待機を希望するか確認させていただきます。待機を希望された場合、定員に空きが生じ次第、登録の優先順位に従い、順次お申込みを受け付けます。

7. 保護者説明会の開催

児童館でご利用に向けた説明会を行います。児童館からご案内いたしますので、ご出席ください。

ご利用開始

① 口座振替申込み手続きについて

児童クラブ保護者負担金は、口座振替による納付をお願いしております。

児童クラブの登録を希望される方は、下記のとおり手続きを行ってください。

- ◆ **児童クラブの登録申込み前までに、**仙台市指定金融機関等の窓口にて口座登録をしてください。
- ◆ **児童クラブにはじめて登録する児童は、**過去に児童クラブを利用した兄弟姉妹と指定口座が同一でも、**お手続きが必要**です。
- ◆ 過去に口座振替の手続きを行い、児童クラブに登録したことのある児童のうち、登録口座を解約したり名義等を変更したりしていない場合は、お手続き不要です。

《 手続き方法 》

- 児童館で配布される「仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記載し、仙台市指定金融機関等の窓口にご提出ください。
- 「仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、「金融機関控え」、「仙台市（児童クラブ事業推進課）控え」、「お客様控え」…の3枚複写となっております。

金融機関より返された「お客様控え」を、登録申込み書類の提出時に児童館へご提示ください。

※注) 金融機関でお返しする控えは、「お客様控え」の1枚のみです。

【仙台市指定金融機関等】(令和5年10月1日時点)

あおぞら銀行（口振のみ）、青森銀行、秋田銀行、あすか信用組合、岩手銀行、ウリ信用組合、北日本銀行、きらやか銀行、埼玉りそな銀行、七十七銀行、荘内銀行、常陽銀行（口振のみ）、仙台銀行、仙台農業協同組合、仙南信用金庫、東京スター銀行（口振のみ）、東邦銀行、東北銀行、東北労働金庫、福島銀行、古川信用組合、北都銀行、北海道銀行、みずほ銀行、みずほ信託銀行（※口振のみ）、みちのく銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行（口振のみ）、宮城第一信用金庫、杜の都信用金庫、山形銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行

※みずほ信託銀行（仙台支店を含むすべての店舗）は、令和6年3月31日で、窓口における現金取扱が終了となります。

② 必要書類

- 以下の書類を児童館へご提出又はご提示ください。
- 申込書等のご記入には黒のボールペン（消せるボールペンを除く）を使用してください。

＜ 全ての方が提出・提示するもの ＞

No.	提出・提示書類	備考
1	児童クラブ登録申込書（様式第1号）	児童クラブにお申込みの際は、必ずご提出ください。 （過去に利用した方でも再度提出が必要となります。）
2	児童館への連絡票（特定様式）	
3	児童クラブ利用に関する同意書（様式第2号）	
4	仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（お客様控え） ※仙台市ホームページからはダウンロードできません。児童館で配布しております。	① の手続き時に金融機関で受け取ったお客様控えを児童館にご提示ください。

< 該当する登録の要件に応じ提出・提示するもの >

※該当する方全員分が必要となります。

※保護者とは、令和6年4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居親族等のことです。(1ページ参照)

No.	状況	提出・提示書類	備考
5	保護者が会社等で就労(内定)している場合	就労証明書(※1) (様式1-附表1)	勤務先で証明を受けご 提出 ください。(児童クラブ登録期間中に雇用期間が終了する場合には、雇用期間が終了する前に期間更新後の就労証明書を提出してください。)
6	保護者が自営業等で就労している場合	就労証明書(※1) (様式1-附表1)	代表者より証明を受けご 提出 ください。
7	保護者が障害を有する場合	身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳の いずれかの写し	氏名、交付年月日、障害名の記載がある箇所をご 提出 ください。
8	保護者が疾病又は負傷の状態にある場合	医療機関の診断書の写し(※2)	個人と療養期間を確認できる箇所をご 提出 ください。
9	保護者が疾病・障害等のある親族を常時介護している場合	介護対象者の、 ①身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳の いずれかの写し ②医療機関の診断書の写し(※2) ③介護保険被保険者証の写し(※3)	①～③のいずれかで、個人を確認できる箇所をご 提出 ください。
10	保護者が産前産後期間中である場合	母子健康手帳の写し	個人と出産予定日を確認できる箇所をご 提出 ください。
11	保護者が大学や専門学校等へ通学している場合	在学証明書の写し 又は合格通知書の写し	個人と在学期間を確認できる箇所をご 提出 ください。
12	その他、保護者が児童を保護できない特別な理由がある場合	当該理由が確認できる書類	児童を保護できない状況を記載したものを 提出 ください。
13	65歳以上の同居親族がいる場合	65歳以上の方の年齢が確認できるもの(免許証や健康保険証等)	個人と生年月日を確認できる部分をご 提示 ください。

(※1) 就労証明書は、仙台市の保育施設等利用申込用の様式(写し)での提出も可とします。

(※2) 診断書は3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。

(※3) 要介護認定を受けている場合に限りです。

< その他の状況に応じ提出・提示するもの >

No.	状況	提出・提示書類	備考
14	児童が障害等を有する場合	身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、 アーチルの相談記録など いずれかの写し	氏名、交付年月日、障害名の記載がある箇所をご 提出 ください。
15	ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証書又は 戸籍全部事項証明書等	個人を確認できる部分をご 提示 ください。
16	転居予定で、転居先の児童クラブに申込み場合	転居先の住所が確認できるもの (賃貸借契約書、売買契約書等)	氏名、住所を確認できる部分をご 提示 ください。
17	指定学校の変更が認められている場合	指定学校変更申請書の受付控え 又は入学通知書	個人と小学校名を確認できる部分をご 提示 ください。

(2) 年度途中または長期休業日のみ利用を希望する場合

児童クラブの定員に空きがある場合は、下記のとおり、随時申込みを受け付けます。
下記以外の具体的な手続き・必要書類は上記(1)同様です。7～9ページをご参照ください。

《 受付期間 》

利用希望日	受付期間
月の前半（1日～15日）から利用	利用希望日が属する月の <u>前月</u> の1日から15日
月の後半（16日～末日）から利用	利用希望日が属する月の <u>前月</u> の16日から末日

※受付期間の末日が日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）の場合は、その前日までの受付となります。

例) 令和6年10月1日から利用したい場合

⇒令和6年9月2日から9月14日までに児童館でお申込みください。

《 長期休業日のみ利用希望者向け受付期間 》

学校長期休業	申込受付期間		
春休み（4月）	令和6年3月1日	～	令和6年3月15日
夏休み	令和6年6月17日	～	令和6年6月29日
冬休み	令和6年11月16日	～	令和6年11月30日
春休み（3月）	令和7年2月17日	～	令和7年2月28日

《 受付場所 》

利用希望の児童クラブのある児童館（17～20ページ参照）

※午前9時から午後6時まで（土曜日は午後5時まで）受け付けます。

※受付時に、記載内容等の確認のため、お時間をいただく場合があります。

お申込み前に必ず児童館にご連絡ください。

《 結果のお知らせ 》

上記受付期間の末日から2週間以内に児童館より書面にてお知らせいたします。

4. 補足事項

◇ 受付期間後に転居を予定している場合 ◇

① 本市外から本市内へ転居する場合

本市における転居先又は児童が通う小学校が決定している場合は、申込みが可能です。

② 本市内において転居する場合

転居先が決定している場合は、優先順位を下げることなく転居先の学区の児童クラブへ申込みすることができます。

※①、②いずれの場合も、登録申込書には現在の住所を記入したうえで、余白に新しい住所を記入してください。

※申込みの際に転居先を確認できる書類をご提示いただけない場合、学区外児童として登録の優先順位に従い、順次お申込みを受け付けます。(3・9 ページ参照)

◇ 居住する小学校区外の児童クラブへお申込みいただく場合 ◇

以下に該当する児童につきましては、学区内に居住する児童と同様の優先順位が適用されます。

- 児童クラブ未整備学区に居住する児童
- 児童クラブが未整備であったが新設される（された）学区に居住し、新設前に登録していた他学区の児童クラブに登録を希望する児童
- 転居や通学区域の変更・分離新設により、他学区へ居住することとなったが、それまで登録していた児童クラブに引き続き登録を希望する児童
- 指定学校の変更が認められている児童
- 国立、私立等の小学校に通学している児童
- 他学区に設置してある児童クラブに兄弟姉妹が登録している児童
- 居住学区内の児童クラブが定員に達しているため、待機となった児童

◇ 育児休業から復職される保護者について ◇

児童クラブの利用開始後2か月以内に復職される場合は、お申込みいただけます。

例1：令和6年6月1日までに復職する場合 ⇒ 4月1日から利用が可能

例2：令和6年7月16日までに復職する場合 ⇒ 5月16日から利用が可能

※申込受付時期は、例1の場合は6ページ、例2の場合は10ページをご参照ください。

※復職するまでの期間は、延長利用のお申込みはできません。

◇ 申込期間にお申込みできない場合 ◇

- 6ページの受付期間以降も、児童クラブの定員に空きがある場合は随時受け付けいたしますので児童館へ連絡の上、速やかにお申込みください。空き状況等により、3月15日までのお申込みで令和6年4月1日からの利用が可能となります。
- 結果は、登録手続きが終了次第、順次児童館よりお知らせいたします。

◇ 申込んだ後に登録を辞退したい場合や、申込んだ内容を変更したい場合 ◇

- 指定された様式による届出が必要です。詳細は13ページをご参照ください。

◇ 申込み時点では就労していたが、その後離職した場合 ◇

- 求職活動期間中に限り、3か月間を限度に児童クラブを利用できます。ただし、この形での利用は、**年度内一家庭につき1回のみ**とします。
- 求職活動期間中に利用を希望される場合は、児童館へ「求職活動に係る申出書（様式1-附表2）」をご提出ください。また、求職活動期間中は1か月ごとに「求職活動状況報告書（様式1-附表3）」をご提出ください。
- 求職活動期間中は、求職活動中の時間帯のみ児童クラブの利用が可能です。また、原則として延長利用はできません。
- 申込み時点で求職活動中の場合は、お申込みいただけません。

例) 令和6年3月31日までに離職した場合

⇒ 令和6年4月1日～6月30日までの登録とする。

例) 令和6年4月1日以降に離職した場合

⇒ 離職日の翌日から3か月が経過する月の末日までの登録とする。

◇ 延長利用について ◇

- 延長利用のみの児童クラブのお申込みはできません。
- 勤務の都合でお迎えの時間が遅くなる等、午後6時以降も児童クラブを利用する可能性がある場合は、あらかじめ延長利用をお申込みください。（土曜日の延長利用はありません）
- 午後6時以降の利用が一度でも確認された場合（天災等の突発的な事由を除く）は、延長利用をお申込みいただき、延長利用分1,000円をご負担いただきます。
- 延長利用をお申込みいただいた場合は、利用の有無に関わらず保護者負担金をご負担いただきます。（5ページ参照）
- 年度途中で延長利用を開始、または終了される場合、児童クラブ登録事項変更届（様式第6号）により、変更の手続きをお願いいたします。（13ページ参照）

5. 登録の変更・終了

登録事項に変更がある場合や、児童クラブの登録を辞退・終了される場合は、下記のとおり期日までに児童館へ必要書類を提出してください。(まだ利用を開始していない場合でも、提出が必要になります。)

なお、各提出書類の保護者名は、登録のお申込み時の保護者名と一致させてください。

No	該当事由	必要書類	届出の時期
①	住所・緊急連絡先が変更となった場合	児童クラブ登録事項変更届 (様式第6号)	速やかに提出してください
②	家族構成が変更となった場合	● 児童クラブ登録事項変更届 (様式第6号) ● 18歳以上の同居親族が増える場合は、9ページの必要書類 No. 5～13のいずれかの書類	
③	勤務時間が変更となった場合 または転職された場合	● 児童クラブ登録事項変更届(様式第6号) ● 就労証明書(様式第1号附表1)	
④	延長利用を開始する場合	児童クラブ登録事項変更届 (様式第6号)	延長利用を開始する月の 前月末までに提出してください
⑤	延長利用を終了する場合※1	児童クラブ登録事項変更届 (様式第6号)	延長利用を終了する月の 月末までに提出してください
⑥	児童クラブの登録を辞退・ 終了する場合※1	児童クラブ登録辞退・終了届 (様式第5号)	● <u>辞退する場合は、登録期間の 開始日前</u> に提出してください
⑦	学校長期休業日や特定の期間 のみの利用で児童クラブの登 録を辞退・終了する場合 ※1	児童クラブ登録辞退・終了届 (様式第5号)	● <u>終了する場合は、終了する月の 月末まで</u> に提出してください

※1

- 登録期間の開始日より前は登録の「辞退」、登録期間の開始日以降は登録の「終了」という扱いになります。
- 保護者負担金(基本利用分及び延長利用分)は、利用の有無に関わらず登録日のある月の分までご負担いただきます。
- 登録終了後は口座振替も自動的に終了となりますので、金融機関でのお手続きは不要です。

6. 保護者負担金の減免

世帯の収入状況により、保護者負担金の基本利用分3,000円について、減免制度を設けています。

- ◆ 減免の適用は申請を受け付けた年度限りです。年度ごとに申請が必要になります。
- ◆ 減免期間を遡って適用することはできません。
- ◆ 延長利用分1,000円は減免の対象ではありません。

(1) 申請手続き

減免区分に該当する世帯の方は、必要書類を児童クラブ事業推進課までご郵送、またはご持参ください。

- ※ 各提出書類の保護者名は、登録のお申込み時の保護者名と一致させてください。
- ※ ご不明な点がある場合は、児童クラブ事業推進課までお問い合わせください。

① 申請時期

1. 令和6年4月1日から児童クラブを利用し、4月分から減免を希望される場合は、児童クラブ登録決定後2週間以内に申請してください。
2. 上記以外の年度途中からの減免については、児童クラブ事業推進課で申請書等を受理した日が属する月からの適用になります。

◇ 減免申請に係る留意事項 ◇

- 各月概ね15日以降に申請を受け付けた場合、手続きの関係上、一度負担金が引き落としされる場合がございます。その後、減免が認められた場合、引き落としされた負担金は還付いたします。

② 必要書類

次ページに記載している様式（第8号-1～3のいずれか）と添付書類をご提出ください。

◇ 必要書類に係る留意事項 ◇

- 兄弟姉妹で児童クラブに登録している場合は、児童クラブ保護者負担金減免申請書の児童の欄に全員の名前を記載して申請してください。
- ご提出いただく住民票について、マイナンバーおよび住民票コードの記載は不要です。
- 添付書類はコピーで構いません。
- 申請書類に不足や不備がある場合は受付できません。その場合、申請書類を郵送等によりお返しいたしますので、不足・不備の内容をご確認ください。

③ 結果のお知らせ

- 上記①-1は、審査が終了次第、3月下旬から4月上旬に児童クラブ事業推進課より書面にてお知らせいたします。
- 上記①-2の減免についても審査終了後、書面にてお知らせいたします。

(2) 減免内容と必要書類

区分		1	2	3
対象となる世帯		生活保護受給世帯	市民税非課税世帯 (世帯構成員全員が市民税非課税の場合)	市民税課税であって 所得税非課税世帯 (世帯構成員全員が所得税非課税の世帯)
減免の内容 (減免後の負担金額)		全額免除 (0円)		1/2 免除 (1,500円)
減免期間		減免申請を受け付けた月からその年度末まで		
必要書類	様式	児童クラブ保護者負担金減免申請書 (様式第8号-1)		
	添付書類	生活保護証明書の写し または 生活保護費支給票の写し	① 世帯構成員全員 (※) の 市・県民税非課税証明書の 写し ② 世帯構成員全員分の 住民票の写し	① 世帯構成員全員 (※) の 市・県民税非課税証明書の写し、または課税証明書の写し ② 世帯構成員全員分の 住民票の写し

※児童クラブ保護者負担金減免申請書 (様式第8号-1) 裏面の「扶養親族申告書」に記載する税法上の扶養親族については、市・県民税非課税証明書または課税証明書の写しは提出不要です。

また、配偶者と離婚調停中で既に別居されている場合、裁判所等からの調停を証明する書類を添付いただければ、当該配偶者の市・県民税非課税証明書または課税証明書の写しは提出不要です。

区分		4	5
対象となる世帯		事業の倒産、失業 (<u>自己都合を除く</u>)、疾病等により世帯の合計年間収入見込額が前年と比較して半分以上減少することが見込まれる世帯	火災、風水害、地震、その他災害により居住する家屋が著しい損害を受けた世帯 全壊、全焼等の場合 半焼、半壊等以上の場合 (全焼、全壊等を除く)
減免の内容 (減免後の負担金額)		全額免除 (0円)	全額免除 (0円) 1/2 免除 (1,500円)
減免期間		申請を受け付けた月から6月 (半年) を限度として減免の事由の継続する期間	申請を受け付けた月から6月 (半年) を限度として減免の事由の継続する期間 (<u>発災の当月から6ヶ月以内の申請に限る</u>)
必要書類	様式	児童クラブ保護者負担金減免申請書 (様式第8号-2)	児童クラブ保護者負担金減免申請書 (様式第8号-3)
	添付書類	① 世帯の収入の減少が確認できる書類 ア) 収入のある世帯構成員の前年分の源泉徴収票等 イ) 直近3か月分の給与明細の写し等 ウ) 離職票、または解雇通知書 ② 世帯構成員全員分の住民票の写し	① 罹災証明書 (※申請中の場合は、罹災届出証明書) ② 世帯構成員全員分の住民票の写し

◇ 添付書類の取得方法等 ◇ ※いずれの書類も、手数料がかかります。

No.	書類	取得方法・取得場所
1	市・県民税非課税証明書	各区役所、総合支所の「税務会計課」または「税務住民課」、 証明発行センター等の窓口
	市・県民税課税証明書	
2	住民票	各区役所、総合支所、証明発行センター等の窓口

※ 市・県民税非課税証明書または課税証明書は、毎年1月1日に住民登録がある市町村で取得できます。

※ 市・県民税非課税証明書または課税証明書は、申請日時点で取得可能な最新年度のもの、住民票は発行日より3ヶ月以内のものに限り。

※ 利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバー（個人番号）カードを利用した、コンビニでの取得も可能です。詳しくは仙台市ホームページ*をご確認ください。



※仙台市ホームページ
コンビニエンスストアでの
証明書自動交付サービスについて

(3) 減免区分に該当しないこととなった場合

年度途中で減免区分に該当しないこととなった場合は、速やかに、下記の書類を児童クラブ事業推進課までご郵送、またはご持参ください。

減免事由が消滅した日に属する月の翌月から保護者負担金が発生します。

様式	添付書類
児童クラブ保護者負担金減免事由消滅に関する届出（様式第15号）	課税証明書の写し等、減免事由が消滅したことが確認できる書類

※ 「市民税非課税世帯」で申請されている世帯で、年度途中で減免に該当しないこととなった場合でも、「市民税課税世帯であって所得税非課税世帯」に該当する場合がございますので、必要書類（15ページ参照）をご用意のうえ、再度申請いただくことも可能です。

7. 児童館等一覧

< 青葉区 >

No.	名称	住所	電話番号	主な学区
1	旭ヶ丘児童館	青葉区旭ヶ丘 3-27-1	022-718-6628	旭丘
2	愛子児童館	青葉区上愛子字新宮前 1	022-391-9801	愛子
3	荒巻マイスクール児童館	青葉区荒巻神明町 21-1	022-728-5921	荒巻
4	大沢児童館	青葉区芋沢字要害 65	022-394-6891	大沢
5	折立児童館	青葉区折立 3-20-1	022-226-1226	折立
6	貝ヶ森児童館	青葉区貝ヶ森 1-4-6 <仮移転先> 青葉区貝ヶ森 1-1-3 (貝ヶ森中央公園内)	022-279-6320	国見
7	片平児童館	青葉区米ヶ袋 1-1-35	022-227-5333	片平丁
8	上杉児童館	青葉区上杉 4-1-45	022-268-3840	上杉山通
9	川平マイスクール児童館	青葉区川平 3-36-1	022-279-1884	川平
10	川前児童館	青葉区芋沢字赤坂 32-19	022-394-7386	川前
11	北六番丁コミュニティ児童館	青葉区宮町 4-4-12	022-714-1021	北六番丁
12	木町通児童館	青葉区木町通 1-7-36	022-711-2561	木町通
13	国見児童館	青葉区国見 2-16-48	022-272-1822	国見
14	栗生児童館	青葉区栗生 6-5-19	022-392-3475	栗生
15	小松島児童館	青葉区小松島 2-1-8	022-728-5682	小松島
16	桜ヶ丘マイスクール児童館	青葉区桜ヶ丘 8-1-1	022-278-3055	桜丘
17	台原児童館	青葉区台原 5-2-5	022-233-5420	台原
18	立町マイスクール児童館	青葉区立町 8-1	022-266-1851	立町
19	通町児童館	青葉区通町 1-1-1	022-728-3520	通町
20	中山児童館	青葉区中山 3-13-1	022-279-9216	中山
21	錦ヶ丘児童館	青葉区錦ヶ丘 7-2-3	022-391-5058	錦ヶ丘
22	八幡児童館	青葉区八幡 2-9-1	022-272-6806	八幡
23	東二番丁マイスクール児童館	青葉区一番町 2-1-4	022-738-8836	東二番丁
24	東六番丁児童館	青葉区宮町 1-2-2 <仮移転先> 青葉区宮町 1-2-1 (東六番丁小学校内)	022-266-0135	東六番丁
25	広瀬マイスクール児童館	青葉区下愛子字二本松 40	022-392-5711	広瀬
26	水の森児童館	青葉区水の森 4-1-1	022-277-2711	北仙台
27	南吉成児童館	青葉区南吉成 5-18-1	022-278-5160	南吉成
28	吉成児童館	青葉区国見ヶ丘 2-2-1	022-279-2033	吉成

< 宮城野区 >

No.	名称	住所	電話番号	主な学区
1	岩切児童館	宮城野区岩切字今市東 91-1	022-396-8701	岩切
2	岡田児童館	宮城野区岡田字北在家 65-1	022-254-2568	岡田
3	幸町児童館	宮城野区幸町 3-13-13	022-291-8651	幸町
4	幸町南児童館	宮城野区大楯 10-27	022-296-8125	幸町南
5	新田児童館	宮城野区新田 2-22-38	022-783-7848	新田
6	高砂児童館	宮城野区高砂 1-24-9	022-258-1010	高砂
7	田子児童館	宮城野区田子 2-4-25	022-254-2721	田子
8	榴岡児童館	宮城野区榴ヶ岡 103-2	022-299-0604	榴岡
9	燕沢児童館	宮城野区燕沢東 3-6-1	022-253-2701	燕沢
10	鶴ヶ谷西児童館	宮城野区鶴ヶ谷 3-17	022-252-4595	鶴谷
11	鶴ヶ谷東マイスクール児童館	宮城野区鶴ヶ谷 6-2	022-251-0675	鶴谷東
12	鶴巻児童館	宮城野区鶴巻 1-15-32	022-259-8920	鶴巻
13	東部児童館	宮城野区平成 1-3-27	022-237-0093	東仙台
14	中野栄児童館	宮城野区栄 3-11-11	022-786-7257	中野栄
15	西山児童館	宮城野区安養寺 3-15-10	022-251-0556	西山
16	原町児童館	宮城野区五輪 2-12-70	022-352-9811	原町
17	東宮城野マイスクール児童館	宮城野区東宮城野 5-1	022-239-5484	東宮城野
18	福室児童館	宮城野区福室 5-9-36	022-786-3540	福室
19	柊江児童館	宮城野区安養寺 2-2-1	022-292-5223	柊江
20	宮城野児童館	宮城野区東宮城野 2-40	022-236-0804	宮城野

< 若林区 >

No.	名称	住所	電話番号	主な学区
1	荒町児童館	若林区荒町 86-2	022-266-6023	荒町
2	沖野児童館	若林区沖野 7-34-43	022-290-0139	沖野東
3	沖野マイスクール児童館	若林区沖野 3-20-1	022-282-6394	沖野
4	蒲町児童館	若林区蒲町 41-3	022-294-6353	蒲町
5	七郷児童館	若林区荒井 3-7-2	022-288-8700	七郷
6	荒井児童館	若林区伊在 3-2-1	022-290-6955	荒井
7	遠見塚児童館	若林区遠見塚 1-14-20	022-286-2066	遠見塚
8	古城児童館	若林区古城 1-1-15	022-282-8020	古城
9	南小泉児童館	若林区保春院前丁 3-1	022-285-2154	南小泉
10	南材木町児童館	若林区南小泉字八軒小路 5-1	022-215-5025	南材木町
11	大和児童館	若林区中倉 2-19-25	022-283-3350	大和
12	連坊小路マイスクール児童館	若林区連坊 1-7-27	022-792-3251	連坊小路
13	六郷児童館	若林区今泉 1-3-19	022-289-5138	六郷
14	若林児童館	若林区若林 3-15-20	022-282-4541	若林

< 太白区 >

No.	名称	住所	電話番号	主な学区
1	芦の口児童館	太白区西の平 2-36-10	022-243-4505	芦口
2	生出児童クラブ室	太白区茂庭字中ノ瀬西 5-2	022-395-9307	生出
3	大野田児童館	太白区大野田 5-23-5	022-247-2112	大野田
4	鹿野児童館	太白区鹿野 2-9-2	022-249-0526	鹿野
5	上野山児童館	太白区上野山 1-11-1	022-243-5401	上野山
6	郡山児童館	太白区郡山字行新田 9-5	022-308-5620	郡山
7	金剛沢児童館	太白区金剛沢 1-27-1	022-243-2558	金剛沢
8	太白マイスクール児童館	太白区太白 1-5-1	022-245-8956	太白
9	富沢児童館	太白区富沢西 4-12-1	022-743-8085	富沢
10	中田児童館	太白区中田 4-1-2	022-306-8967	中田
11	長町児童館	太白区長町 5-3-2	022-304-2743	長町
12	長町南児童館	太白区長町南 1-6-15	022-308-3153	長町南
13	西多賀児童館	太白区西多賀 3-6-8	022-244-6753	西多賀
14	西中田児童館	太白区西中田 7-23-35	022-242-2901	西中田
15	八本松児童館	太白区八本松 2-4-20	022-249-1821	八本松
16	東四郎丸児童館	太白区四郎丸字大宮 26-10	022-242-2845	東四郎丸
17	東中田児童館	太白区四郎丸字吹上 51	022-395-5001	四郎丸
18	東長町児童館	太白区郡山 6-5-2	022-246-6560	東長町
19	人来田マイスクール児童館	太白区人来田 1-1-1	022-743-3782	人来田
20	袋原コミュニティ児童館	太白区中田町字法地南 4-2	022-241-8701	袋原
21	向山児童館	太白区向山 3-19-5	022-715-0565	向山
22	茂庭台児童館	太白区茂庭台 4-1-10	022-281-3293	茂庭台
23	八木山児童館	太白区八木山本町 1-40-1	022-229-0833	八木山
24	八木山南児童館	太白区鈎取 3-13-1	022-743-0258	八木山南
25	柳生児童館	太白区柳生 7-20-7	022-306-6751	柳生
26	湯元児童館	太白区秋保町湯向 24-21	022-397-1255	湯元

< 泉区 >

No.	名称	住所	電話番号	主な学区
1	泉ヶ丘児童センター	泉区泉ヶ丘 4-11-29	022-372-1002	泉ヶ丘
2	市名坂児童館	泉区市名坂字明神 31-2	022-375-8836	市名坂
3	桂児童センター	泉区桂 3-19-1	022-375-0550	桂
4	加茂児童センター	泉区加茂 3-5-1	022-378-1980	加茂
5	北中山児童センター	泉区北中山 2-16-1	022-379-5568	北中山
6	黒松児童館	泉区黒松 1-15-4	022-233-6059	黒松
7	向陽台児童館	泉区向陽台 5-19-14	022-373-8003	向陽台
8	将監児童館	泉区将監 8-9-1	022-373-2002	将監中央
9	将監児童センター	泉区将監 8-1-18	022-373-6611	将監
10	将監西児童館	泉区将監 10-19-1	022-372-0836	将監西
11	松陵児童センター	泉区松陵 3-28-2 <仮移転先> 泉区松陵 3-35 (泉松陵小学校内) ※令和6年3月末までの予定	022-372-7907	泉松陵
12	住吉台児童センター	泉区住吉台西 4-2-3	022-376-5969	住吉台
13	高森児童センター	泉区高森 3-4-346	022-378-6778	高森
14	高森東児童センター	泉区高森 7-1-3	022-377-4480	高森東
15	長命ヶ丘児童センター	泉区长命ヶ丘 6-10-12	022-378-5444	長命ヶ丘
16	鶴が丘児童センター	泉区鶴が丘 3-17-20	022-373-3832	松森
17	寺岡児童センター	泉区寺岡 3-1-3	022-378-3288	寺岡
18	七北田児童センター	泉区泉中央 3-33-5	022-372-3051	七北田
19	南光台児童館	泉区南光台 7-10-40	022-253-3410	南光台
20	南光台東児童センター	泉区南光台東 1-49-22 <仮移転先> 泉区南光台東 2-16-1 (南光台東小学校内) ※令和6年3月末までの予定	022-252-2993	南光台東
21	虹の丘児童センター	泉区虹の丘 1-9-5 <仮移転先> 泉区虹の丘 1-10-1 (虹の丘小学校内) ※令和6年3月末までの予定	022-373-3510	虹の丘
22	根白石児童館	泉区根白石字町西上 12	022-379-2469	根白石
23	南中山児童センター	泉区南中山 4-18-1	022-379-3695	南中山
24	八乙女児童館	泉区松森字不動 148	022-272-1230	八乙女
25	館児童センター	泉区館 7-1-11	022-376-5149	館

8. よくあるお問い合わせ

No.	お問い合わせ内容	回答
1	育児休業中ですが、児童クラブを利用できますか？	児童クラブの利用開始後2か月以内に復職される場合は、お申込みのうえご利用いただけます。(11 ページ参照) ただし、延長利用は出来ません。
2	変則勤務で勤務時間が決まっていない場合、児童クラブの登録は可能ですか？	放課後の時間帯に勤務する場合は登録が可能です。 ただし、勤務がない日や時間については利用できません。
3	就労証明書は必ず本社で取得する必要がありますか？	本社、支店の指定はありません。 勤務先が支店等であれば、支店等での取得でも構いません。
4	4 月以降も継続して勤務することが決まっていない場合、一斉申込みは可能ですか？	現在の勤務先の「就労証明書(様式 1-附表 1)」を附して申込みできます。4 月以降も継続雇用になった場合、再度、「就労証明書(様式 1-附表 1)」の提出が必要です。(9 ページ参照) なお、雇用が継続されず、求職活動をする場合は、「求職活動に係る申出書(様式 1-附表 2)」を提出してください。 (12 ページ参照)
5	求職活動中で就職先はまだ決まっていないが、児童クラブの申込みは可能ですか？	勤務することが内定していない場合は、申込みはできません。 勤務することが内定している場合は、内定証明として「就労証明書(様式 1-附表 1)」を添えて申込みできます。 勤務開始後、改めて就労証明書として提出ください。
6	転居予定で、入学する小学校が決まっていない場合でも、児童クラブに申込みできますか？	居住地が決定(指定学校が決定)した時点で、申込みできます。 転居先住所が確認できるものを提示していただきます。 (9 ページ No. 16 参照)
7	年度途中で転居することになり、別の児童館を利用したい場合は、どうすれば良いですか？	転居後に利用を希望される児童館へ改めてお申込みください。手続きをしていただく時期等につきましては、10 ページをご参照ください。 また、新たに利用を希望される児童館へ児童クラブ利用申込書等をご提出いただき次第、速やかに現在登録している児童館に対し、終了届をご提出ください。
8	児童クラブを月に一度も利用しなかったが、保護者負担金はかかりますか？	児童クラブに登録している間は保護者負担金(基本利用分及び延長利用分)をご負担いただきます。 (日割り計算は行いません)
9	保護者負担金の他にお金はかかりますか？	児童クラブで行う各種行事、保護者会等について、実費相当分をご負担いただく場合がございます。

No.	お問い合わせ内容	回答
10	残高不足等により口座から引き落としされなかった場合、保護者負担金を数か月分まとめて口座引き落としにより納めることはできますか？	口座振替により数か月分まとめて納付することはできません。口座引き落としができなかった場合は、仙台市より発送する納付書により、仙台市指定金融機関の窓口または児童クラブ事業推進課の窓口にてお支払いください。(8ページ参照)
11	口座振替について、口座名義を変更したい場合、どうすれば良いですか？	児童クラブ用の口座振替依頼書を児童館で受け取り、仙台市指定金融機関等の窓口でお手続きをお願いいたします。
12	口座振替の手続きをしたのに、口座から引き落としされないのですが？	「口座振替開始通知書」が届かない場合、または3か月経過しても口座引き落としがされない場合は、児童クラブ事業推進課にお問い合わせください。
13	児童クラブの減免の申請はいつすれば良いですか？	原則として、登録決定後、2週間以内に申請をしてください。(14ページ参照) ※減免申請は、児童クラブに登録された児童の保護者様が毎年お手続きしていただく必要があります。
14	減免の申請は郵送でできますか？	できます。登録決定後、必要書類を揃えて児童クラブ事業推進課まで郵送ください。(14～16ページ参照)
15	減免の結果はいつ分かりますか？	4月1日から利用される場合、3月下旬から4月上旬に結果を郵送します。年度途中から利用される場合、申請から1か月程度でお送りします。
16	減免の申請をしましたが、却下されました。前年度より収入が減っているため、再度申請することは可能ですか？	毎年、5月～6月に新しい年の「市民税非課税・課税証明書」が取得可能になるので、新しい税証明で再度申請が可能です。(14～16ページ参照)
17	減免の申請を忘れていました。今から申請できますか？	できます。必要書類を揃えて郵送してください。ただし、減免期間を遡って適用することはできません。(14～16ページ参照)
18	医療的な行為が必要ですが、児童クラブを利用できますか？	医療的な行為の具体的な内容によってはお申込みいただけます。詳細は登録を希望する児童館にお問い合わせください。

9. (参考) 各種様式の記入例

【様式第1号】児童クラブ登録申込書(表面)

様式第1号 (記入例) 5年11月30日

児童クラブ登録申込書

申請者 〒 980-8790
(保護者)住所: 青葉区 国分町3-7-1
マンション国分町201

フリガナ氏名: 仙台 太郎
電話: (自宅) 022-214-8176
(携帯) 090-0000-0000

令和6年度 児童クラブへの登録を下記により、関係書類を添えて申込みます。

登録希望先	通町 (児童館) 児童センター・児童クラブ室
フリガナ	仙台 夏子
児童氏名	仙台 夏子
入学予定校又は学校名	上杉山通 小学校
就学希望の児童	保育所(園)・幼稚園 (名称: 定禅寺保育所)
児童クラブ登録歴	上杉 (児童館) 児童センター・児童クラブ室 5年度 ~ 年度

登録希望理由

利用予定日

延長利用

帰宅の方法

緊急連絡先

【様式第1号】児童クラブ登録申込書(裏面)

フリガナ氏名	登録希望児童との続柄	年齢	勤務先・就学先(学校名、学年)	勤務時間・日数
仙台 太郎	父	40	御〇〇△商事 東北支店	8:30 ~ 17:15
仙台 花子	母	37	駅前デパート	週5日 8:30 ~ 17:00 週4日 18:00 ~ 18:00
仙台 太郎	兄	11	上杉山通小学校 6年生	週日
仙台 夏子	妹	4	定禅寺保育所 年中	週日
仙台 冬子	祖母	75	無職	週日

フリガナ氏名	登録希望児童との続柄	児童氏名	登録期間
仙台 太郎	兄	木町通	31年度 ~ 3年度
同上	同上	上杉	4年度 ~ 4年度

※ 登録期間については、分かる範囲でご記入ください。

◆ 児童クラブ保護者負担金の滞納があるご家庭については、児童クラブへの登録申込みができませんのでご了承ください。

◆ 児童館の判断により、2~3日程度の体験受入れを実施する場合がございます。

◆ ご記入いただいた情報は、提出を受けた児童館のほか、必要に応じて仙台市こども若者局と当該児童館を管理運営する団体で共有することとなりますのでご了承ください。また、ご記入いただいた情報は、仙台市個人情報保護条例及び関係規程等に基づき適切に管理するとともに、児童クラブ事業の運営目的にのみ利用します。

※ この欄からは記入しないでください

○受付日 年 月 日

○仙台市への報告日 年 月 日

○仙台市の登録可否 登録 登録不承認

○結果通知日 年 月 日

○確認欄

口座振替	申込書
新規	
継続	

【様式第5号】児童クラブ登録辞退・終了届

様式第5号 (記入例)

児童クラブ登録辞退・終了届

申請者 仙台市青葉区国分町3-7-1
(保護者)住所: マンション国分町201

氏名 仙台 太郎
電話 022-214-8176

登録先	通町 (児童館) 児童センター・児童クラブ室
フリガナ	仙台 夏子
児童氏名	仙台 夏子
性別	男
学年	通町 小学校 2年生
生年月日	2016年8月1日

令和6年度児童クラブへの登録を

○ 辞退します (利用開始日以前の届出はこちらを選択してください)

☑ 終了します (利用開始日以降の届出はこちらを選択してください)

終了年月日 令和6年9月30日

理由 県外へ転出するため

※転居される場合 〒 000-0000 新住所 〇〇県△△市〇〇1-1-1

【様式第6号】児童クラブ登録事項変更届

様式第6号 (記入例) 令和6年7月20日

児童クラブ登録事項変更届

申請者 〒 980-8790
(保護者)住所: 青葉区 国分町3-7-1
マンション国分町201

フリガナ氏名: 仙台 太郎
電話: (自宅) 022-214-8176
(携帯) 090-0000-0000

令和6年度 児童クラブの登録について、

□ 現在申込んでいる事項を変更します (利用開始日以前の届出はこちらを選択)

☑ 登録されている事項を変更します (利用開始日以降の届出はこちらを選択)

登録先	通町 (児童館) 児童センター・児童クラブ室
フリガナ	仙台 夏子
児童氏名	仙台 夏子
性別	男
学年	2年生
生年月日	2016年8月1日

変更年月日 令和6年8月1日

住所・TEL (変更後) 〒 980-0011 青葉区 上杉1-1-1 TEL: _____

家族の状況

勤務時間・転勤・転職

緊急連絡先

優先順位

延長利用開始

延長利用終了

【様式第 8 号-1】

児童クラブ保護者負担金減免申請書(表面)

様式第8号-1

(記入例)

児童クラブ保護者負担金減免申請書

令和 6 年 3 月 1 日

仙台市長

申請者 〒 980-8671

(保護者)住所: 青葉区国分町3-7-1-201

氏名: 仙台 太郎

電話: (自宅) 022-214-8176

(携帯) 090-0000-0000

令和 6 年度 児童クラブ保護者負担金(基本利用分)の減免について関係書類を添えて申請します。

登録先: 通町 児童センター・児童クラブ室
申請理由: 生活保護受給世帯, 市民税非課税世帯, 市民税課税世帯であって所得税非課税世帯(裏面参照)
必要書類: 生活保護証明書, 世帯構成全員住民票, 世帯構成全員住民票の写し
減免の内容: 全額免除(0円), 全額免除(0円), 半額免除(1,500円)

2,3に○をつけた方は、裏面の「扶養親族申告書」もご記入願います。
(注)「扶養親族申告書」にご記入いただいた世帯構成員の方の市・県民税課税証明書又は非課税証明書は提出不要です。

減免の対象となる児童クラブ保護者負担金は、基本利用に関する負担金のみとなります。
減免の事由に該当しなくなった場合は、「児童クラブ保護者負担金減免事由消滅に関する届出」(様式第15号)により、直ちに届け出てください。

【様式第 8 号-1】

児童クラブ保護者負担金減免申請書(裏面)

市民税課税世帯であって所得税非課税世帯に該当すると思われる方はお読みください。

平成22年度税制改正前の扶養控除を適用した場合の非課税扱いについて

平成22年度の税制改正において、年少扶養控除および16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、仙台市児童クラブの減免制度では、これらの扶養控除が継続しているものとして扱います。

【参考】平成22年度税制改正により廃止になった扶養控除
年少扶養控除 380,000円 × 16歳未満(0～15歳)の扶養親族の数
特定扶養控除上乗せ分 250,000円 × 16～18歳の扶養親族の数

扶養親族申告書

令和 6 年 3 月 1 日

仙台市長 あて

フリガナ センダイ タロウ
保護者 氏名 仙台 太郎

税法上、扶養している方(※1)全員を記入してください。

※1 添付する最新の市・県民税課税証明書・非課税証明書において、「扶養控除等の内訳」欄に表示される人数に該当する方です。健康保険上の被扶養者ではありません。

Table with columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 年齢(※2), 職業, 性別, 同居別居, 税法上扶養者. Rows include 仙台 花子, 仙台 春男, 仙台 夏子, 仙台 あき.

※2 年齢欄は、下記のとおり記入してください。
・令和5年度の市・県民税非課税・課税証明書を添付する場合は令和4年12月31日時点の年齢
・令和6年度の市・県民税非課税・課税証明書を添付する場合は令和5年12月31日時点の年齢

【様式第 8 号-2】

児童クラブ保護者負担金減免申請書

様式第8号-2

(記入例)

児童クラブ保護者負担金減免申請書

令和 6 年 3 月 1 日

仙台市長

申請者 〒 980-8671

(保護者)住所: 青葉区国分町3-7-1-201

氏名: 仙台 太郎

電話: (自宅) 022-214-8176

(携帯) 090-0000-0000

令和 6 年度 児童クラブ保護者負担金(基本利用分)の減免について関係書類を添えて申請します。

登録先: 通町 児童センター・児童クラブ室
申請理由: 事業の閉業、失業(自己都合を除く)、疾病等により世帯の合計年間収入が見込める前年と比較して半分以上減少する世帯
必要書類: 収入のある世帯構成員の前年分の源泉徴収票, 収入のない方の所得補償(自営業者の場合は、売上台帳、確定申告書等)
減免の内容: 全額免除(0円)

申請理由に関する補足があればご記入ください。
父が疾病により○○年○月○日付で離職し、再就職の目途が立たない状態です。離職後、世帯の収入は母の給与のみであり、前年の世帯収入と比較して半分以上減少することが見込まれることから、申請します。

減免の対象となる児童クラブ保護者負担金は、基本利用に関する負担金のみとなります。
減免の事由に該当しなくなった場合は、「児童クラブ保護者負担金減免事由消滅に関する届出」(様式第15号)により、直ちに届け出てください。

減免の事由に該当しなくなった場合は、「児童クラブ保護者負担金減免事由消滅に関する届出」(様式第15号)により、直ちに届け出てください。

【様式第 8 号-3】

児童クラブ保護者負担金減免申請書

様式第8号-3

(記入例)

児童クラブ保護者負担金減免申請書

令和 6 年 3 月 1 日

仙台市長

申請者 〒 980-8671

(保護者)住所: 青葉区国分町3-7-1-201

氏名: 仙台 太郎

電話: (自宅) 022-214-8176

(携帯) 090-0000-0000

令和 6 年度 児童クラブ保護者負担金(基本利用分)の減免について関係書類を添えて申請します。

なお、震災証明内容について、児童クラブ事業推進課が震災証明書発行所管課から情報の提供を受けることに、同意します。

登録先: 通町 児童センター・児童クラブ室
申請理由: 火災、風水害、地震その他災害により居住する家屋が全壊、全壊等の損害を受けた世帯
必要書類: 震災証明書(申請中の場合は、震災届出証明書)
減免の内容: 全額免除(0円)

申請理由に関する補足があればご記入ください。

減免の対象となる児童クラブ保護者負担金は、基本利用に関する負担金のみとなります。
添付する必要書類はコピーで構いません。

減免の事由に該当しなくなった場合は、「児童クラブ保護者負担金減免事由消滅に関する届出」(様式第15号)により、直ちに届け出てください。

児童館への連絡票(表面)

児童館への連絡票

(記入例)

(令和5年11月30日記入)

フリガナ	センダイ ナツコ		
児童氏名	仙台 夏子	性別	男・女
健康状態	良好 普通 虚弱	平熱	35度 8分
血液型	A型 Rh(+・-)	不明	
学校の状況	通常学級 特別支援学級 特別支援学校		
既往症	(病名) 喘息 (病名) 皮膚が腫いたため、アルコール消毒液でかぶれることがありま		
疾病	(病名) 喘息・アトピー (薬物) そば・たまご・牛乳 (食物以外) 金魚・ネコ		
かかりつけの病院・医院	小児科・内科	〇〇小児科	TEL 999-9999
	曲 科	〇〇デンタルクリニック	TEL 999-9999
	その他	〇〇整形外科	TEL 999-9999
障害等の有無	なし あり 診断名 (診断機関) 軽度の知的障害 自閉スペクトラム症 (北部アーチル) 受けていない 手帳の有無 なし あり 申請中 手帳の種類 療育手帳B 障害者手帳 放課後等サービス 利用している (週3回) 服薬 放課後等サービス 利用予定 (週回) 放課後等サービス TEL 999-9999		
発達に関する相談の状況	相談先 北部アーチル 初回相談 R2年6月 前回相談 R5年10月 今後の相談予定 あり なし 相談内容 言葉の遅れがある 落ち着かない 人との関わりが苦手 学習面での不安がある 相談先 青葉区家庭健康課 初回相談 R2年3月 前回相談 R2年3月 今後の相談予定 あり なし 相談内容 言葉の遅れがある 落ち着かない 人との関わりが苦手 学習面での不安がある		
習い事の状況	名称	曜日・時間	所在地 電話
	〇〇スイミングスクール	土曜10時~12時 (毎週)	青葉区二日町7-7 999-9999

児童館への連絡票(裏面)

※次の問いについて、該当する項目の口に✓をつけてお答えください。

(1) お子さんの身の回りのことについて

- ① ひどりで排泄ができますか？
- できる
 - よくでき失敗することはあるがほとんど問題ない
 - 尿意・便意を伝えることはできるがひとりトイレに行かない
 - 尿意・便意を伝えることがほとんど問題ない
 - 尿意・便意を伝えることができない
 - できない
- ② ひどりで食事ができますか？
- できる
 - こぼすが何とかなる
 - 少し手伝いがいるがほとんどひとりでできる
 - できない
- ③ ひどりで洋服の着がえができますか？
- できる
 - 何とかなるが時間がかかる
 - 少し手伝いがいるがほとんど自分でできる
 - できない
- ④ ひどりで移動(車椅子で移動できる場合を含む)ができますか？
- できる
 - 段差のあるところは手伝いが必要
 - できない
- ⑤ ひどりで身の回りのものを整理・整頓ができますか？
- できる
 - 何とかなるが時間がかかる
 - 少し手伝いがいるがほとんど自分でできる
 - できない

(2) お子さんの意思の疎通について

- ① 意思疎通ができますか？
- きちんと話ることができる(手話や筆談を含む)
 - 片言程度話することができる(身振りによる意思表示ができる場合を含む)
 - 単語程度話することができる(表情による意思表示ができる場合を含む)
 - できない
- ② 相手の話すことは理解できますか？
- 理解できる
 - ある程度理解できる
 - 個別に話すことで理解できる
 - 理解できない
- ③ 他の児童と一緒に遊ぶことができますか？
- できる
 - ある程度遊ぶこと(特定の児童あるいは特定の遊びなど)ができる
 - 一人遊びが多いが集団の中に入ることができる
 - 集団の中に入ることができない
- ④ 大人が話せば他の児童と一緒に遊べますか？
- 遊べる
 - ある程度(特定の児童あるいは特定の遊びなど)遊べる
 - 遊べない(大人との関わりが限定的にしか遊べない)
- ⑤ 遊びの簡単なルールが理解できますか？
- 理解しルールどおり行動できる
 - ある程度理解できておぼろげな記憶から守ることができる
 - 繰り返し教えてもらえば何とか守ることができる
 - ルールの理解ができない
- ⑥ 言葉による約束事などの程度理解できますか？
- 理解できる
 - ある程度理解できる
 - 理解しなればなんとか理解できる
 - 理解できない
- ⑦ 危険な行動(飛び出し・高所に登る・他の児童への暴力など)の予防または制断ができますか？
- できる
 - たいていの場合はできる
 - できない(ききも怒定されるがまわりの大人の協力があれば対応できそう)
 - まわりの大人が協力してもできない

(4) 裏面に記入した相談先や医療機関から受けたアドバイスがあればお書きください。

「アーチルからは、具体的に丁寧な言葉で伝えるように言われました。」
 「〇〇小児科からは、インフルエンザの予防接種が受けられず、平熱も低いため、流行病は気を付けるように言われました。」

(5) その他、児童館に伝えておきたいこととお書きください(簡単なことでも構いませんので、自由に記入ください)。

・自分から周りの子に声をかけるのが苦手なので、大人が声をかけてあげると一緒に遊びやすいと思います。

